



個人データ保護法 No. 91/2025/QH15 は、個人データに関する事項、個人データの保護、ならびに関係する機関、組織および個人の権利、義務および責任について定めており、同法の一部の条項および施行措置を詳細に規定する政令 No. 356/2025/ND-CP は、2026年1月1日より施行されている。

これを踏まえ、個人データ保護法を遵守するために企業が講じるべき対応事項は、以下のとおりである。

1. 実態に応じて、企業と採用応募者、企業と従業員、ならびに企業と個人顧客との間における、対象者別の個人データ保護方針を策定すること。当該方針には、必要な各種様式を含めるものとする。
2. 個人データの移転に関する合意書／契約書を作成すること。
3. 個人データ保護に関する社内規程を策定すること（具体的な個人データ保護措置、個人データ保護担当部署の責任、ならびに企業における個人データ保護担当者の役割を含む）。
4. 個人データ保護担当部署の設置に関する決定書を作成し、あわせて職務分掌を明確にすること。
5. 個人データ処理に係る影響評価書類を作成し、提出すること。
6. 個人データを越境移転する場合には、影響評価書を作成し、提出すること。

以下の場合には免除される。

- a. 法令に基づく報道・メディア活動の場合。
 - b. 法令に基づき公表されている越境個人データ移転の場合。
 - c. 個人の生命、健康または財産の安全を保護するため、または法令上の義務を履行するために、緊急かつ必要な場合。
 - d. 法令の規定に基づく就業規則および労働協約に従い、越境的な人事管理を行うために個人データを越境移転する場合。
 - e. 契約の締結、または越境輸送、物流、送金、決済、宿泊、査証（ビザ）申請、奨学金申請に関連する手続きを行うために、個人データを越境提供する場合。
 - f. 当該機関・組織は、当該機関・組織に所属する労働者の個人データをクラウドコンピューティングサービス上に保存する場合。
 - g. 個人データ主体が、自らの個人データを越境移転する場合。
 - h. 政府の規定に基づくその他の場合。
7. 当該影響評価書類ならびに越境個人データ移転に係る影響評価書類の更新・提出を行うこと。（この手続きは申請内容に変更がある場合に適用される。）

注）以下の場合には、上記第4項・5項・7項の実施は不要とする。

- a. 個人データ処理サービスを事業として行う小規模企業およびスタートアップ企業、機微な個人データを直接処理する企業、または累積的に処理した個人データの総量に基づき、個人データ主体数が10万人以上の規模に達した時点以降に個人データを処理する企業を除き、小規模企業およびスタートアップ企業は、個人データ保護法が施行された日から5年間、当該措置を実施しないことを選択することができる。
- b. 個人データ処理サービスを事業として行う個人事業主および超小規模企業、機微な個人データを直接処理する場合、または累積的に処理した個人データの総量に基づき、個人データ主体数が10万人以上の規模に達した時点以降に個人データを処理する場合を除き、個人事業主および超小規模企業については、当該措置の実施を要しないものとする。

HA NOI HEAD OFFICE

8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc, Hai Ba Trung ward, Hanoi
Tel: +(84)24 – 39 765 761
Fax: +(84)24 – 39 765 762

YOKOHAMA BRANCH

713R, 9F, JPR Yokohama Bldg., 1 Chome-5-10, Kitasaiwai, Nishi Ward, Yokohama, Kanagawa, Japan

DANANG OFFICE

Zone G, 5F, Danang Software Park, 02 Quang Trung, Thach Thang Ward, Danang
Tel: +(84)236 – 3 898 325
Fax: +(84)236 – 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE

5F, SFC Building, 09 Dinh Tien Hoang, Saigon Ward, Ho Chi Minh
Tel: +(84)28 - 71 088 468



【小規模企業及び超小規模企業の定義】

種類 業種	超小規模企業			小規模企業		
	年平均の社会保険加入労働者 (人)	年間売上高 (10億 VND)	または 年間資本金 (10億 VND)	年平均の社会保険加入労働者 (人)	年間売上高 (10億 VND)	または 年間資本金 (10億 VND)
農業、林業、漁業；工業、建設業	≤ 10	≤ 3	≤ 3	≤ 100	≤ 50	≤ 20
商業およびサービス業	≤ 10	≤ 10	≤ 3	≤ 50	≤ 100	≤ 50

(政令 No. 80/2021/ND-CP 第 5 条 1 項、2 項に基づく)

➤ 個人データ保護に関する法令違反に対する企業向け制裁規定

- 個人データの越境移転に関する規定に違反した場合、組織に対する罰金額は、直前年度の売上高の 5% とする。直前年度に売上高がない場合、または売上高に基づいて算定した罰金額が 30 億 VND 未満となる場合には、30 億 VND の罰金を適用する。
- 個人データの売買行為を含まず、個人データ保護分野におけるその他の違反行為については、組織に対する罰金の上限額は 30 億 VND とする。

AIC は、企業における個人データの保護に関するコンサルティングサービスを提供しており、社内向け個人データ保護に関する一式の資料（規程、方針、移転に関する契約／合意書等）の整備、ならびに個人データ処理に関する影響評価書および個人データの越境移転に関する影響評価書の作成・提出支援を行っております。企業の規模、処理される個人データの種類、利用目的および関連要素に応じて、必要な対応内容および個別の料金をご提案いたします。

弊社は、貴社の法令遵守体制の構築および運用において、末永くお力添えできれば幸いです。ご質問・ご相談は、以下のメールアドレスまでお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

hr@aic-vietnam.com (日本語／ベトナム語／英語対応)

以上。